規 約

ふるさとリーサム地区まちづくり協議会

# ふるさとリーサム地区まちづくり協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、「ふるさとリーサム地区まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、ふるさとリーサム地区まちづくり構想図において、まちなか再生エリアに位置づけられた地区(別紙のとおり)を対象に、「誰もが帰ってきたくなる・訪れたくなる 住み続けたい安心・安全なまち」の実現に向けて良好なまちづくりを推進することを目的とする。

# (協議会の活動)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。
  - (1) まちづくりに関する調査及び検討
  - (2) まちづくり整備計画案の作成
  - (3) まちづくりに向けた地区内権利者の調整
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくりの実現のために必要な事項

# (協議会の事務局)

第4条 協議会の事務局は、明和自治会館に置く。

# (会員の構成)

- 第5条 協議会の会員たる資格を有する者(以下「会員」という。)は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 第2条に定める地区内の土地所有権を有する者(ただし、共有の場合は、その代表者とする。)
  - (2) 第2条に定める地区内の住民及び家屋所有権を有する者で、総会で加入の承認議決を得た者

# (会費)

第6条 協議会は、会員より会費を徴収することができる。その必要な事項は、総会で決定する。

#### (議決権及び選挙権)

- 第7条 会員は、1個の議決権及び役員の選挙権を有する。
  - 2 会員は、書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。
  - 3 前項の代理人は、会員の3親等以内の親族(法人の場合にあっては、従業員)に限る。

# (資格の喪失)

- 第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。
  - (1) 譲渡等により第5条に規定する資格を喪失したとき。
  - (2) 死亡したとき。

# (会員の地位の承継)

- 第9条 前条の規定により会員が資格を喪失した場合において、次の各号のいずれかの条件を満たす者は、当該会員の資格を承継する。
  - (1) 第5条第1号を満たす土地所有権を承継した者
  - (2) 第5条第2号を満たす住民及び家屋所有権を承継した者で、役員会で資格承継の承認を得た者

# (役員)

- 第10条 協議会に役員を置く。役員の内訳は次の通りとし、会員の中から互選により選任する。
  - (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 3名
  - (3) 理 事 若干名

# (任期)

- 第 11 条 役員の任期は、概ね 2年とする。ただし、役員に欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、 前任者の残任期間とする。
  - 2 役員は、再任することができる。
  - 3 役員は、その任期が終了しても後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

#### (役員の職務)

- 第12条 役員は、協議会の活動を執行する。
  - 2 会長は、協議会を代表し、その活動を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
  - 4 前項の規定による副会長の代理の順序は、あらかじめ会長がこれを定める。

# (会議)

第13条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

# (総会)

- 第14条 総会は、この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する重要な事項を議決する。
  - 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
  - 3 通常総会は、毎事業年度1回とし、会長が招集する。
  - 4 臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。
  - 5 総会は必要に応じ、市職員や有識者等のアドバイザーの出席を承認することができる。

# (総会の議決事項)

- 第15条 この規約で定めるもののほか、次の各号に定める事項は、総会の議を経なければならない。
  - (1) 役員の任免
  - (2) 規約の変更
  - (3) 活動計画、活動内容報告
  - (4) 協議会の解散
  - (5) 区域の変更
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、役員会において必要と定めた事項

# (総会の議事)

- 第 16 条 総会は、会員の半数以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。会員が書面 又は代理人により議決権、選挙権を行使した場合は、総会に出席したものとみなす。
  - 2 総会の議長は、協議会役員の中から選出する。
  - 3 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

# (役員会)

- 第17条 役員会は第10条に掲げる役員をもって組織し、会長が招集する。
  - 2 役員会は、役員の半数以上の出席がなければ議事を開き議決することはできない。
  - 3 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
    - (1) 総会に付議すべき事項
    - (2) 協議会の業務について必要な事項
    - (3) 第9条第2号に係る事項
    - (4) その他、会長が必要と認めた事項
  - 4 役員会の議長は、会長が行う。
  - 5 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 6 役員会は必要に応じ、市職員や有識者等のアドバイザーの出席を承認することができる。

# (傍聴の禁止)

第18条 会員以外の者は、会議を傍聴することが出来ない。

# (撮影機器・録画機器の使用の禁止)

第19条 会員及び傍聴人は、総会又は役員会において撮影機器・録画機器を使用してはならない。

#### (その他)

第20条 この規定で定めるもののほか、業務の遂行上必要な事項は、役員会で定める。

附則

# (施行期日)

この規約は、平成24年9月24日から施行する。

附則

# (施行期日)

この規約は、平成26年2月27日から施行する。

